

# 女帝論をめぐる憲法的分析

横 坂 健 治

## 1. 問題の所在

天皇あるいは天皇制について論じることは、気の重い仕事である。前にも何本かの論稿を依頼されて書いた経緯がある(1)が、結果としてあまり愉快でない体験もしている。それ故、可能ならば天皇や天皇制にかかわる問題に言及したくないし、論じないことが賢明とも考えるが、女帝論をめぐるジャーナリズムの世界では様々な意見が出されていて、とりわけ女帝論反対の論陣が優勢なのに対して、憲法学界からは何ら対抗的な解釈論が展開されないばかりかほとんど沈黙に近い状況があるために、憲法学の一学徒として女帝論に限定した天皇問題に言及するの必要を感じた。

本稿は、女帝論が出現した政治的現実的背景とそれに対するジャーナリズムの対応、女帝論の賛成・反対の論理と基準、憲法学から整理すべき論点、憲法解釈学的対応と国民意識の重要性などについて、冷静かつ理性的、そして客観的な事実認識を展開しようとするものであって、一方に偏る政治的主張を吐露しようとする意図はない。法的解釈も政治的決着も最終的には国民によってなされるべきであり、エキセントリックな主張や個人的妄想に基づく論述が国民に受け入れられる時代ではないと考えるからである。

天皇や天皇制の問題は、日本人の生活態度や感情に深く関係し、そこでの対応が個人的な知性や良心を試される課題になるだけに、慎重な配慮が必要でもある(2)。心情や感情が先行して理性的対象化が拒否される結果、理窟ぬきに天皇の絶対的価値を信奉する論述が現れたり、伝統を理由に天皇制問題の法的解釈を非難したりする傾向が見られる(3)。それらの主張にも考えさせるいくつかの論点はあるが、こうした天皇や天皇制について自由で理性的な議論ができるようになったのは、正に戦後の日本国憲法になってからであるという事実を認識する必要がある。

明治憲法(大日本帝国憲法)の下では、治安警察法・行政執行法(1900年)、出版法(1893

年)、映画法(1939年)、新聞紙法(1909年)、治安維持法(1925年)、言論・出版・集会・結社等臨時取締法(1941年)、不穩文書臨時取締法(1936年)、国家総動員法(1940年)など、国民の様々な運動や言論を規制する法律が制定された。明治憲法も「居住及移転ノ自由」(22条)、「信教ノ自由」(28条)、「言論著作印行集会及結社ノ自由」(29条)などを定めていたが、それらは「法律ノ範囲内」あるいは「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」だった。すなわち、憲法に保障された権利や人権は、法律によっていかようにも制限でき、政府の都合で国民を精神的肉体的奴隷状態に置くことも可能だったのである。上記の個別の人権制約法規と連動して、刑法上の「大逆罪」(旧刑法73条)や「不敬罪」(旧刑法74条)が天皇や皇室に対する一切の言論を規制する役割を担った。明治憲法の下でも言論の自由はあったと強弁する論者がいる(4)が、許された表現は毒にも薬にもならない「人畜無害」のものだったと想像できる。

明治憲法下の天皇制イデオロギーは、超実定法的な原理を導入し、「神聖不可侵」「万世一系」「元首ニシテ統治権ヲ総攬」する天皇を絶対視し(1条3条4条)、神話的国体概念を実現しようとした。それを国民の道徳分野にまで貫徹するために「教育勅語」で天皇への忠義を学校現場で強制し、天皇崇拜を義務教育の中で徹底的に注入した。国民にも様々な行事で「聖徳」がたたえられ、国民を威圧する権力者の側面をできるだけ隠して、仁慈あふれる「大御親」の姿を前面に展開した。こうして美化された建前に乗って、富国強兵的近代化政策、帝国主義的国家体制が実現した。もちろん悪い面ばかりではないが、結果的に対内的には絶対主義的専制支配の正当化がなされ、対外的には植民地政策としての侵略戦争を惹起し、多くの戦争犠牲者を出した歴史的事実を忘れてはならない(5)。そしてその戦争は、「天皇の名において」なされたものであった。志賀直哉はいう。「今度の戦争で天子様に責任があるとは思はれない。然し天皇制には責任があると思ふ。天子様の御意見を無視し、少数の馬鹿者がこんな戦争を起す事の出来る天皇制、しかも、最大限に悪用し得る脆弱性を持った天皇制は国と国民とに禍となった。」と(6)。

法学者の横田喜三郎は、戦後の早い段階で、天皇制の不合理的を指摘し、日本社会の後進性と国民の無知蒙昧が天皇制の支柱たる神話を信じる原因だったと断定する。日本にルネッサンスがなかったこと、国民の個性の自覚がないこと、自由と平等の価値に無知だったことが、「奴隷的な服従の習慣」を形成したとみる(7)。

1945年のポツダム宣言受諾と占領政策、その下で制定された日本国憲法は、短かい間謳歌されたが、48年ごろから占領政策の転換が始まる。アメリカ合衆国の対ソ連への冷戦構造を反映して、反共軍事基地化・権力の中央集権化が占領政策の名において実行された。そして

51年のサンフランシスコ平和条約の発効で占領が終了した後に、保守政権は天皇制の強化、教育の国家統制、人権制約、軍備拡大という、憲法に反する、あるいは矛盾する政策を次々に実現した(8)。こうした事実を考えると、「あの戦争と敗戦の体験からほとんど何ものをも学びとっていないこと、それらの体験そのものを忘れてしまっていること」が理解できる(9)。愛国心や道義の源泉として君主制に期待する考え方自体が、歴史からの教訓を意識的に怠っていると見えなくもない。

女帝論についての憲法的分析は、単に女性天皇や女系天皇の是非にとどまらず、日本国憲法下の「天皇」「象徴天皇制」をどう考えるべきかの解釈論にも関係し、その前提として国民意識の重要性も社会科学的に検討する必要もあるから、公平かつ客観的に議論を整理する意義があると解する。

## 2. 女帝論をめぐる対立と問題点

小泉前首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」（吉川弘之座長）は、2005年11月24日、「女性天皇」や母方だけに天皇の血筋を引く「女系天皇」を認め、皇位継承順位は男女を問わない「第一子優先」とする報告書を首相に提出した。2005年の1月25日に初会合が開かれ、10ヶ月の間に17回の公式会合と3回の非公式会合がなされて、上記のような結論が得られたのである。これについて、小泉首相のスタンドプレイであるとか、結論ははじめから予定されていたもの、という批判・非難があったが<sup>(10)</sup>、一般的な国民感情としては受け入れられたと思われる。朝日新聞も読売新聞も現実問題として、皇位継承を女性に拡大しない限り天皇の地位が継続できないと考えて支持している<sup>(11)</sup>。女帝論は、1991年5月9日の皇太子の結婚当時から話題になり、愛子内親王の誕生で一般の国民も関心をよせるようになったもので、政府も重い腰を上げたのであり、小泉首相が皇室典範改正を自分の手柄にして引き際を考えていると見るのはどうであろうか。

女帝論をめぐる議論は各方面から展開されここ4年間だけでも数多くの書物や論文、発言が公にされている<sup>(12)</sup>。これらを整理すると、ほぼ三つの考え方に分類できる。すなわち、①賛成論、②条件付賛成論、③反対論である。

賛成論は、男女平等型社会の発展が進んで、皇位継承問題でも「男女平等」「第一子優先」が望ましいし、簡単に皇位継承順位が決定できるので皇室が安定すると考える。「平和で安全な文化国家の象徴」として女性天皇はよりふさわしいという意見もある<sup>(13)</sup>。

条件付賛成論は、皇室が家系を永続させるためには、「男系の男子」に限定すべきではなく、「男系の女子」や「女系の継承」の可能性を容認せざるを得ないという立場である<sup>(14)</sup>。

ただその際に、第一に、直系を重視して第一子を優先するかそれとも女子より男子を優先するかの違いがある。第二に、皇族女子が新たに宮家を立て皇族身分に留まる場合に、皇族離脱は不可能になるか、そしてその範囲はどこまでかが問われる。第三に、皇族女子が結婚して一般の男子が皇族身分を取得した後にその女性が天皇になった場合の当該男子の待遇と役割はどうなるか。

これらの疑念に関して、報告書は、第一子優先主義をとり、男系男子限定主義の現在の皇室典範を改正する意図を示したわけで、第二の論点たる「皇族範囲」の限定について明確な解答をする必要がある。これについて報告書は、「その時々状況に応じて、弾力的に皇籍離脱制度を運用することにより、皇族の規模を適正に保つこととすることが適当である」と逃げている。これは非常に問題で、正に重要案件の先送りに等しい。具体的に何人の皇位継承者が必要か、皇族の適正数は何人か、宮家創設は希望すれば可能か、皇籍離脱の基準や権利、そして逆に民間人になりたくないという主張は無条件に受け入れられるのか、などの問題には前もってきちんと整備しておく必要がある<sup>(15)</sup>し、そこまで踏み込んだ皇室典範の改正でなければ意味がないと思われる。弾力的運用という曖昧な対策では、皇族はかぎりなく増大し、新皇族階級を形成する。優雅な生活を過ごせる有閑皇族(新皇族階級)が増えれば、皇位継承者も増え皇室の安定は増すが、皇室や皇族への国民的反発も増大し、天皇制も不安定になること必定である。これこそ報告書のパラドックスといえる<sup>(16)</sup>。

次に反対論であるが、「男系男子」こそ日本古来の皇位継承であり、不動の原則として遵守されるべきで、女帝論は「万世一系」の伝統を侵すものと断定する。男系男子主義を維持するためには、①側室の庶子による継承の復活、②旧皇族男子の皇籍復帰、③旧皇族男子の養子縁組、という現実的対処が主張されるが、反対論の主張は特に憲法上重要な論点を含んでいるので、少しく詳細に検討してみよう。

第一に、桜井よし子は次のように発言している。皇室を成り立たせてきたものは、アメリカから押し付けられた憲法ではなく、「神話の世界から生まれた民族の成り立ちの物語」で、「古きよき法」として尊重されるべきである。「合理的には説明はつかなくとも、長く続いってきたことに価値がある」。それ故に「皇位は男系に属する皇族が継承するルール」こそ維持されなければならない<sup>(17)</sup>。この発言には「古きよき法」たる伝統的皇位継承システムの絶対的信奉と現在の日本国憲法への否定的評価が認められる。桜井は、別の対談でも、神武天皇の血を引く天皇を戴いた日本は、「万世一系」すなわち「男系の血筋を重んじてずっと継承」されてきたのであり、「日本民族生成の物語」として「大切なものとしてうけとめ」るべきだという<sup>(18)</sup>。これこそ神話に基づく神権天皇制を法制化した明治憲法的発想にほかな

らない。『古事記』や『日本書紀』は、皇室の伝統の由来を誇り、皇室の地位の強固・維持を計った「皇室PRのための文書」「美しい物語」であることを実証的に分析した津田左右吉は、戦前に『神代史の研究』『古事記及び日本書紀の研究』『日本上代史研究』『上代日本の社会及び思想』の著作を発売禁止、安寧秩序妨害、風俗壊乱を理由に禁錮三月執行猶予二年という判決を受けている（ただし、手続の不備で控訴審で免訴）<sup>(19)</sup>。

古事記及び日本書紀が政治的政策的目的で書かれ修正されている事実を意図的に無視して、神話的世界観や伝統を現在の皇位継承問題に持ち込むのは、時代錯誤も甚しい。また、神武天皇以来「万世一系」の男系男子の天皇という発言も、明治憲法第一条を意識した解釈で、日本国憲法の下では違和感がある。「2665年も続いてきた世界でも類を見ない」「稀有な伝統と歴史」を謳歌する気持ちは分らないでもないが、それは神話から始まる作り話であり、明治憲法は敗戦により日本国憲法に変化し、天皇主権から国民主権、軍国主義から平和主義、臣民の権利（恩恵）から基本的人権、へと憲法の基本原理が全面的革命的に変わったのである。「万世一系」の伝統もその限りで終了したと考える必要がある。「皇室典範」の改正は、憲法以下の法律と同じく自由になされるべきで、特別扱いは許されない。北一輝は『国体論及び純正社会主義』という発禁本の中で、「万世一系」主義者を「国体寺の山僧」と罵倒し、穂積八束を批判している。「頭蓋骨を横ざまに万世一系の一話に撃たれて悉く白痴となる」<sup>(20)</sup>と。「万世一系」や「天皇神話」は虚構であり、実証的に検証されるべき時期にきていると見るべきだろう<sup>(21)</sup>。

第二に、有識者会議の手続に関する批判がなされている。ここでも桜井が、会議は首相の私的諮問機関に過ぎないことや公正な手続から逸脱していること、審議の態度も不遜で欠席する委員も多く、非公開だから評価できないとする<sup>(22)</sup>。確かにたった10ヶ月の会合で、急にバタバタと結論を出したから「意図的なものを感じる」のは無理ではないが、「拙速」といえるかどうか。それにもまして、会議のメンバーについて、「皇室伝統の識者」なし「素人集団」と決めつけるのは人格を疑う。「有識者会議」はあくまでも首相の私的諮問会議であり、国会に法律案を提出する前段階の作業を行っただけで、法的な「公正手続」を要求されない。欠席や非公開云々も単なるイチャモンづけであって、結論とその結論までの論理過程こそ重視されるべきであって、形式的な側面のみで非難されるいわれはないだろう。むしろ、「高い識見を有する」10名で、天皇や皇室のあり方を幅広く議論する姿勢を示すにふさわしい人選と評価することも可能であり、会合の議事要旨・配布資料は毎回ホームページで公開されている。資料はA4判で300頁以上で、作成には内閣官房・総務官室の有能なスタッフが国立国会図書館や宮内庁の専門的研究者の協力を得て作成したものである<sup>(23)</sup>。そうである

ならば、少くとも形式的な公正手続に基づいて報告書が作成され、結論が導かれたと評価するのは妥当である。自分達の言い分が受け入れないからといって全面的に虚偽威すやり方はそれこそ公平とはいえない。

第三に、工藤は、女性天皇を認めた「有識者会議」メンバーを皇室伝統の見識に欠け、人間に対する理解にも欠けているという。その理由は、女性天皇の配偶者を求めるのは机上の空論で、そのような「男性がいるとは到底思えない」からという人間観察に求める。その上で、「皇室は日本人の精神的な支柱」で「日本の独自の文化」の源であり、男性でなければ務まらない多くの「神事」があるから、女性天皇には「苦難」「負担」となると思いやる。結論的に、旧皇族（心ならずも皇籍から離れた11宮家）に復帰してもらい、旧皇族の中から男性皇族を選ぶべきとする。そして拙速な結論は、天皇制を脅かすことになろうという予想までしている<sup>(24)</sup>。

これについては、そもそも象徴天皇制を限定する日本国憲法の下で、天皇の行為は「国事行為」が公的儀式の場で要求されるだけで、憲法と無関係の行為、例えば「象徴的行為」（公的行為）や「私的行為」は品位の問題として議論されることはあっても、天皇の本質的仕事ではないことを理解すべきである。つまり、「神事」「宮中行事」「宮中祭祀」（新嘗祭・大嘗祭など）は天皇家の「私事」に過ぎないのである。それが伝統的に「血のケガレを忌避」し、生理や懐妊の可能性のある女性を拒否する場合があっても、天皇家の内部的問題として処理されるべき事柄なのである。明治以降に祭祀の数が大幅に増えたことや男性中心の価値観が強まったからケガレに敏感になったまでで、それ以前には予備日を用意して対処されていた<sup>(25)</sup>。GHQが旧宮家の臣籍降下を強引にやったから、心ならずも皇籍から離脱したという事実認識も問題である。正確には、皇族の臣籍降下は日本側から出されたもので、貞明皇后（大正天皇の皇后）は皇族減少化を進んで受け入れたといわれる<sup>(26)</sup>。その際に十分な資金が提供され、すでに60年以上も経ていることを考えれば、旧皇族の復帰は時代錯誤の思想と思われる。まして旧皇族11宮家は伏見宮系に属し、約600年前の北朝崇光天皇の第一皇子栄仁親王を始祖とするから、それを認めると南朝系の人たちも黙っていないだろう<sup>(27)</sup>。ほぼ同じことを旧皇族とされる竹田恒泰も『皇族たちの真実』で主張しているが、こうした旧皇族の主張は彼一人の意見に過ぎない<sup>(28)</sup>。旧宮家で復活を希望している人はほとんどゼロともいわれている。一度得た自由の空気を失うことを喜ぶ人はいないと私も考える。

以上の如き女帝反対論を論理的に整理する過程で、女帝論反対の本質的部面に到達して啞然とする。それは小堀桂一郎・桜井よしこ・八木秀次『「女系天皇論」の大罪』（PHP研究所）、中川八洋『女性天皇は皇室廃絶』（徳間書店）を目にしたことによる。これらの人たちの主

張を学問的に科学的に整理して分析することは不可能であるが、少しくそこに使われている文言を検討してみたい。

前者は対談（鼎談）形式をとりつつ論文に仕上げた特殊な書物であり、内容もかなり過激で文言も感情的である。「同気同憂の士」意識がこうした激しい文章を作成したかと思うとさりありなんと思うが、それだけ彼らの焦りが強いことを示している。女帝論を「大罪」とするタイトル、「諮問を発する側の魂胆」「畢意憲法の枠内でしか事を考えない」（15頁）、「どうせ見え透いた結論」「皇室に関して素人」（19頁）「大衆的なムード」（21頁）、「皇室の伝統に対して明らかな敵意」「大衆社会におもねる姿勢」「非常に危険」（22頁）、「傲慢さ」「無知を棚に上げての不遜な態度」（24頁）（以上小堀）。「隠れ蓑」としての答申システム（25頁）、「二千六百六十五年続いてきた日本の皇室の根幹」「日本の皇室の伝統の質的大転換」「革命」（28頁）、「日本文明への愛を欠いた発想」（31頁）、「日本国民に対する傲岸不遜」（32頁）、「歴史観を欠いた、底の浅い、思慮不足の、ある意味での現代合理主義」「進歩主義史観」（34頁）、「暴挙」「文明を忘れた根無し草のような人間」（35頁）、（以上桜井）。「日本国憲法の原理に基づいた構築物」（39頁）（八木）。要するに、男系男子の伝統的日本皇室制度を日本国憲法の原理によって改革することは「恐れ多い」ということを知らない人間のすることだという断定が明確にされていて、タイトルともどもその内容は過激でその中身は実に単純明解。中川八洋の書物もほとんど同じ内容で、女帝論を前提とした皇室典範の改正は共産革命で、皇室解体に通じるという単純明解の内容。

これらの主張にも耳を傾けるべき論理があるが、第一に、女性天皇と女系天皇の違いも分らない無知な国民であろうと、2005年11月29日付の朝日新聞の世論調査で女系天皇に71%が賛成・容認としている事実は、平均的日本人の感覚を示すものとして尊重すべきだろう<sup>(29)</sup>。第二に「説明できない大事な価値観」「民族生成の美しい物語をそのまま受け止めるのが一番いいこと」という桜井発言（前傾75-7頁）や「人は殺してはならん」ということと同じに「男系でなければならない」（小堀、79頁）という問答無用論は、論理が飛躍しているし、論理的思考それ自体を否定している。第三に、三者に共通した基礎的思想であるが、「伝統」「神話」にこだわるあまり、明治憲法的世界観・国家観で主張し、逆に現在の日本国憲法をGHQの押しつけた無価値な原理・規範と位置づける姿勢が認められる。こうなると、議論の土俵が違ってしまって、我々とは別の世界に言葉や思想を楽しんでいる人たちということになる。

男系に固執する「忠臣」は、「万世一系」を死守すべしと唱えて、旧宮家を担ぎ出そうとしているが、前にも論じたように、旧宮家の復帰が国民の側からも当事者からも全体として

拒否される可能性が大きいだけに、「その議論の行き着く先が、実は、結果として天皇制の廃絶というか、崩壊を早めていく可能性があるということに気づいていない<sup>(30)</sup>」。その限りで、天皇制を廃止に追い込んだ「逆臣」と名指しされる。

日本国憲法の象徴天皇制という基本原理を尊重するならば、「民族生成の美しい物語」「神話」によって維持されるのではなく、国民的判断や国民の敬愛によって維持されるべきものと考えらるべきだろう。明治憲法的な神聖絶対天皇制や家父長的天皇イデオロギーはもう一世紀も前の時代錯誤の思想であり、国民主権原理に基づく象徴天皇制は、結局、国民的支持なしには存立し得ないものであり、民主主義的改革なしには存続できない。

側室（一夫多妻制）という後宮制度を改革して母親の貞明皇后と激しく対立した昭和天皇、民間人から配偶者を選び、国民の目線で災害地を訪問する現在の天皇、そして時代に即した公務の内容を主張する皇太子の姿は、民主主義的原理の中で皇室や天皇がどうあるべきかを自ら示すものとなっている。だからこそ多くの国民の敬愛と支持を得ているのであろう。八木秀次の発言や著作を見ると、百年も前の天皇絶対主義的憲法学者「穂積八束」を見る思いがし、亡霊にうなされる<sup>(31)</sup>。女帝論が持つ問題点、例えば限りなく宮家が創設され、皇族数が増加するなどの問題点もあるが、宮中祭祀の改革によって女性天皇が可能性として認められるべきことが国民の一般的意見と信じる。和洋女子大学のアンケート調査でも98%の学生が女性天皇を支持した。そういう点で、報告書はごく平均的な日本人に受け入れられる「安定した皇室制度」の基礎を構築する可能性が大きい。

### 3. 憲法学的アプローチ

戒能通孝は、戦前の天皇・天皇制に厳しい視座をもっている。当時の天皇制は、群衆的心情を代表するものだったから、中国で行った南京事件(日本軍による民間人の大量虐殺事件)の責任者・松井派遣軍指揮官に金鵄勲章を与えたとする。天皇は慈父であり臣民の繁栄を計ることに専念していると思込ませながら、実際は人民の安危よりも自らの安危を心配し、人民は全く忘れられていた。すなわち、人民・国民・臣民・民族は、上杉慎吉や穂積八束の憲法論の如く、「支配の対象」に過ぎなかったのである。その姿勢が如実に示されたのが、昭和時代になってから、天皇の軍に対する迎合的な態度、軍の命令に自分の名前を貸したこと、軍に身売りし侵略戦争に積極的に協力、戦争を阻止する労をとらなかつたこと、に現われていると指摘する<sup>(32)</sup>。これに対して八木秀次は、明治憲法の立憲主義的理想を実現できなかったのは、穂積八束や上杉慎吉などの有力な憲法学者が「主権」という西洋出自の概念を不用意に明治憲法解釈に適用した「解釈上の誤り」から絶対君主概念を力説したこと、「権



力の割拠性」と「統帥権の独立」が軍部の独走を許したのであり、明治憲法や天皇制には何ら問題がないという<sup>(33)</sup>。

確かに、天皇は権力掌握の手段としてその「権威」が利用された側面が強く、国民は天皇の権威を承認し、命令を大御心として絶対的に服従したのである。明治憲法の歴史を見ても、責任内閣の決定には尊重するという「天皇の意思」の伝統が見受けられる。それ故、形式上は戒能のいうように、天皇に責任はあるが、実質的には天皇も天皇制の下で利用されたと見られる。だから戦争に敗ければ王朝は崩壊するという流れが日本にはなかった<sup>(34)</sup>。1945年の米国人の天皇観を示すギャラップ調査では、①天皇を死刑にすべき（33%）、戦犯として裁判（18%）、終身禁錮（11%）、日本から追放（9%）というように、71%の米国人が天皇・天皇制に否定的な意見を見せているのに、マッカーサーは天皇の国民統合力に期待し、民主化された天皇制を憲法の中で実現しようとしたのである<sup>(35)</sup>。桜井よし子は、GHQやマッカーサーの占領政策を全面的に否定する言動をしているが、GHQは天皇や天皇制については、驚くほど寛容であった<sup>(36)</sup>。

戦後、国体は変わったか否かの議論があったときに、エモーショナルな国民意識は不変だから国体は変わらないとする考えが残ったが、それは「主観的な希望」であり、「伝統的なエートス」「非科学的なドグマ」であって、格別の実証的根拠がないものであった。正に、天皇に対する前近代的な情緒といったもので、新しい憲法の下では、旧天皇観は近代化・民主化され変更したと見るべきであろう。宮沢俊義が「八月革命説」を唱えたのも無理からない。

ところで「女帝論」に関して戦後の政府や憲法学界はどう考えていただろうか。林修三政府委員（当時）によれば、「古来の日本の…男系相続」は「古来の国民の感情」と「現在の国民感情」を考慮しても、今直ちに解消する事由はないとし、「昔の伝統的な考え方」や「世襲の精神に合うもの」として積極的に男系主義を支持している。また、金森国務大臣（当時）も「皇位の行き詰まり」や「不自然な所」として「皇位の続く所がない」場合なども念頭に、もう少し学問的・歴史的にはっきり考えて行きたいと答弁している<sup>(37)</sup>。

憲法学的に女帝論を支持する立論は、①多数の皇位継承資格者を維持する必要、②10代8人の女帝の歴史的存在、③憲法14条の両性の平等原理という理由<sup>(38)</sup>に加えて、④天皇の行為は女帝でも可能、⑤摂政は女子にも認めていること（皇室典範17条）をあげる<sup>(39)</sup>。一方反対論としては、①資格者が絶える事態は当面ないこと、②女帝の先例は必ずしもよき先例でないこと、③皇位継承は憲法の例外規定であること、④女帝の場合、配偶者の問題があること、の他に⑤男子男系は伝統的皇位継承の原則、⑥女帝は皇位を不安定にすること、⑦女子の担当能力に男子に比して弱いこと、をあげ得る<sup>(40)</sup>。

こうした賛否両論の理由を検討した上で、佐藤功は、皇室典範の改正で女帝の可能性を否定することはできないとし、清宮四郎は、以前の典範は憲法と同格で改正は困難だったが、現行典範は法律形式であり、憲法の範囲内で効力を持つから、男女平等の現実化や常識化から時期尚早論は通じず、典範改正により女帝賛成論の理由が説得力があると解する。大石義雄も典範改正による女帝容認論であり<sup>(41)</sup>、林修三も今のところ女系・女子に皇位継承は認められないが、皇室典範は国会で審議・議決されるから、可能性として認めている<sup>(42)</sup>。

一方明確な男系主義の皇室典範違憲論も存在する。横田耕一は、「女帝の否定は憲法14条の平等原則にてらして、合理的理由に欠けており、違法の疑いが濃厚であ<sup>(43)</sup>」るとしているし、杉原泰雄も日本国憲法14条は性による差別を明示的に禁止しており、「世襲主義が男系主義を不可欠としていないところからみて、男系主義は違憲と判断される<sup>(44)</sup>」と明確に論じる。結局は、合理的理由の存否にかかわるが、違憲論はそれを否定するものである。

それに対して、橋本公亘は、男系男子に限定した皇位継承は憲法の平等主義に反する疑義があるとしつつ、しかし、天皇・皇族の特殊な身分を考えると、平等主義は適用不可能で、せめて典範改正で対処せざるを得ないと論じる<sup>(45)</sup>。法学協会・注解日本国憲法(上)もほぼ同じ論理で「女帝を認めない皇室典範を憲法違反と解すべきでないことは、いうまでもない」とする。高橋和之も、平等原則の例外として世襲制を認めている以上、ここでの性差別を違憲とまではいえない、と考える<sup>(46)</sup>。宮沢俊義も皇位の世襲から法の下での平等原則が徹底しない現実を直視し、天皇・皇族の特別扱いは、憲法の許容するところという。ただし、「天皇および皇族のかような特別扱いの範囲は……必要な最小限度にかぎるのが、憲法の精神に適合するであろう<sup>(47)</sup>」とくぎを刺す。なお、皇室典範の改正で、天皇の退位も可能とすべきという考え方も有力に主張されている<sup>(48)</sup>。

以上のように、憲法学者のほとんどの人が、皇室典範の改正によって女帝論が可能であることを示しており、女帝論を積極的に否定する論者はほんの少数であり、その論理もあまり説得的でないことが理解されたと思う。

#### 4. 象徴天皇制のあり方—むすびにかえて—

女帝論をめぐって賛成論、反対論を展開してみたが、私自身はどうかという結論を述べるときがきた。正直云って、女帝論に関してはどちらにもそれぞれに論理的説得力と現実的政治的理由が認められ、簡単に結論が出ない<sup>(49)</sup>。日本国憲法自体が世襲制を前提にしていること、その世襲制が伝統的に男子男系が原則であったこと、天皇の地位自体が特殊なものであること、からすれば、憲法14条の男女平等原則が適用されない「合理的理由」をそこに見出

すことも可能であるし、一方、厳格な憲法解釈論から可能な限り天皇制も民主的に解釈され男女平等原則を受け入れるべきであるという主張も可能である。どちらも可能とみるのが私の立場であって、男子男系のみしか認められないと考えるのは問題であると解する。日本国憲法の解釈論としては両者の可能性があること、決着は国民の判断によるべきことが結論としていえる限界である<sup>(50)</sup>。

私が最も問題にしたかったことは、女性女系天皇反対論者の姿勢である。第一に、「美しい日本民族生成の物語」や「神話」そして伝統を理由に議論する必要がないという男系主義絶対論は、近代的合理主義や自由な討論による決着という民主主義原則に完全に対立する。皇室典範の改正論だけでなく、日本国憲法自体も議論の対象とされるべきで、金科玉条の如く扱うべきではないと解する<sup>(51)</sup>。第二に、女帝論を含め、天皇に関する問題については、あくまでも現行憲法の枠内で議論すべきであって、明治憲法を根拠に「万世一系」「神聖不可侵」を論じるべきではない。反対論者の中に「押しつけ憲法」論や現行憲法「無効」論、さらに戦後の民主的政策全てを否定する考えや思想が見え隠れしている点が気になるし、それが一部のジャーナリズムで跋扈している点に戦前復帰の可能性(?)を感じる。当時の国民にとって悲惨な戦争体験から何も学ぼうとしないことは、それこそ「大罪」である<sup>(52)</sup>。第三に、他人とりわけ自分と異なる考え方をしている人間に対する場合には、実証的な分析や説得的な論理が大切であって、過激な文言による虚偽威嚇的な発言や文章は、合理的説得力を持たないし、知性的印象も与えない。第四に、天皇や皇室は、神話等によって敬愛され尊敬されるのではなく、人間として国民と共に国民の目線で生活することにより敬愛の対象となるのであって、天皇家の人びと皇族そして宮内庁の職員も国民との壁を低くすること、あるいは取り払うことによって「象徴」的關係が深まると信じる。天皇や皇族が配偶者を民間人に求めることは、けっして皇室尊厳の否定に通じない。男系主義による庶子天皇や一夫多妻制こそ問題にされるべきで、近代的な結婚制度（本人の自由な意思による合意）を非難するのは極めて問題である。

明治憲法の下では、「万国無比の天皇制」が主張され、天皇への帰一が官僚の絶対的義務とされ、それが国体へと昇華したが<sup>(53)</sup>、現在の象徴天皇制はイギリスの君主と同じに、名目的儀礼的な存在になった<sup>(54)</sup>。ドイツ立憲思想に現われた「積極的中立性」のように、多元的利害対立に介入・調整・干渉して全体の利益や福祉を実現するのが望ましいか<sup>(55)</sup>、それとも一方の政治努力に加担して危険な存在と見なされるべきか、全ての政治的事件や事柄から離れて文化的共同体の中心としてのみ生きるか、答えは自ら明らかである。

日本国憲法下の天皇は、国民の総意によって存続し（第一条）、その限りで廃止される可

能性もあるということ<sup>(56)</sup>、その正当性も天孫降臨といった神話ではなく民意によること、形式的儀礼的な「国事行為」のみが憲法上要請され、国政からは完全に遮断された結果、「君主」でも「元首」でもないという解釈が可能なことを理解すべきである<sup>(57)</sup>。

ナチス精神は、ヨーロッパ近代精神に反抗し、ドイツ固有の伝統に固執し、民族的世界観や北方ゲルマン主義の高調、民族的包括的全体的共同体理念を育成すべく、個人主義や国際主義に拮抗・対立して滅亡した。普遍性のない自己陶醉や仲間内土俵の立論は、客観的には見苦しいし時代錯誤の感を拭えない<sup>(58)</sup>。天皇制だけでなく、国家・国旗・元号そして靖国神社の問題もタブーなしに国民的議論ができ、それによって暴力的損害を受けたり陰險な被害がないような社会になれば、日本は本当に世界に誇れる民主的国家となろう。秋篠宮家に男子が生まれて女帝論も沙汰止みの状態になったが、こうした時期に、政治的意図から距離を置いて法律的合理的指針を憲法適合性の中で形成する必要があると解する。

- (1) 横坂健治「象徴天皇制」法学セミナー1991年5月号、「天皇と不敬罪」ジュリスト131号(1994年10月)、「君が代・日の丸・元号」ジュリスト増刊号『憲法の争点』(1999年6月)。
- (2) 小林直樹「天皇制についての覚書」ジュリスト542号16-7頁(1973年)。
- (3) たとえば、藤原正彦は、「女系天皇を認める、つまり万世一系を絶つというのは、気の遠くなる昔から日本人が大切にしてきたものを台無しにするということ、いったん途切れてしまえば、もう取り返しがつきません」と女帝論に反対した上で、さらに「万世一系を保つことが是か非かを平然と議論するという自体、私には考えつかないことです。日本人は、古き伝統に対しては、議論など無用、ただそれにひれ伏すべき、という謙虚な精神を失ってしまった」と主張している。対談「この国のかたちを壊すのは誰だ」『文芸春秋』2006年4月号184頁。
- (4) 桜井よし子は、満州事変の頃、新聞が消極的な軍部を煽って号外を出したことを言論の自由があった証拠としているが、「言論の自由」の意味を理解していない。「愛国心大論争」『文芸春秋』2006年7月号105-6頁参照。言論の自由の基本的意義は、他人が気に入らない事実を含んでもそこに一定の価値がある限り制限してはならないということであって、政府や権力者に都合のいい言論が制限されないで自由なことを意味しない。奥平康弘『表現の自由(1)』有斐閣88頁以下参照。
- (5) 小林・前掲20-1頁。
- (6) 「天皇制」『志賀直哉全集』(岩波書店版)第7巻338頁。
- (7) 横田喜三郎『天皇制』(有斐閣)参照。
- (8) 横坂『憲法の理念と現実』(北樹出版)79頁。
- (9) 樋口陽一「改憲・護憲思想における天皇制」ジュリスト542号55頁。

- (10) 松崎敏彌発言・文芸春秋2006年3月号131頁。
- (11) 2005年12月25日社説。『論座』1998年12月号、『This is読売』1996年1月号の特集参照。
- (12) 所功『皇位継承のあり方』（PHP新書）はそれらを整理した簡潔な書物である。
- (13) 所・前掲書38頁。
- (14) 前掲39頁。
- (15) 森暢平「皇室典範改正・最大のパラドックス」『現代』2006年2月号47頁。
- (16) 同前。なお八木秀次も同趣旨の懸命を表明している。小堀・桜井・八木『女系天皇論の大罪』（PHP研究所）63頁。
- (17) 『文芸春秋』2006年3月号128頁。
- (18) 『文芸春秋』2006年2月号102頁。
- (19) この辺の事情については、美濃部亮吉『苦悶するデモクラシー』（文芸春秋社）175頁以下参照。
- (20) これについては、原武史発言前掲『現代』39頁。小林直樹・前掲22頁も同趣旨。
- (21) 同前『現代』31-2頁。
- (22) 同『文芸春秋』3月号130頁。
- (23) 所・前掲書8-11頁。
- (24) 工藤美代子「女系天皇愛子様之苦難」『文芸春秋』2006年1月号154-7頁。
- (25) 原前掲発言『現代』29頁。
- (26) 浅見雅男『闘う皇族—ある宮家の三代』（角川選書）参照。
- (27) 原発言・前掲『現代』32頁。
- (28) 竹田『皇族たちの真実』（小学館）68頁。
- (29) この点については小堀も認めている。小堀・桜井・八木『女系天皇論の大罪』64頁。
- (30) 原発言・前掲『現代』32頁。
- (31) 八木自身は、穂積八束は明治憲法の立憲主義的側面の解釈を誤ったとしているが、自身も日本国憲法の解釈を否定しているように見える。前掲書39頁。なお、八木『明治憲法の思想』（PHP新書）248頁以下参照。八木は100年後の「穂積」という発言につき、『現代』39頁。
- (32) 戒能通孝『天皇制・ファシズム』（日本評論社）129-138頁。
- (33) 八木・前掲書248頁以下、279頁。
- (34) 星野安三郎『憲法』（勁草書房）314頁。この本は憲法解釈論というよりも、憲法史・思想史に比重を置いた憲法書である。
- (35) 同前317頁。
- (36) 前掲『現代』30頁、憲法調査会小委員会報告書『日本国憲法制定の由来』（時事通信社）255頁。
- (37) 山内一夫『政府の憲法解釈』（有信堂）5-7頁。
- (38) 佐藤功『日本国憲法概説』（全訂第二版）（学陽書房）263-4頁。

- (39) 清宮四郎『憲法Ⅰ』〈新版〉(有斐閣) 161頁。
- (40) 同前162頁。なお、清宮「皇位の継承」『憲法の理論』(有斐閣) 349-350頁参照。
- (41) 大石『日本憲法史と日本国憲法』(嵯峨野書院) 201頁。なお、政治の民主化が皇室内部にまで及ぶこととなったと、大石は別の書物で指摘している。『日本国憲法の法理』(有斐閣) 188頁。
- (42) 林『憲法の話』(第一法規) 50頁。
- (43) 横田「現代天皇制の意義」(大須賀明編『憲法』(三省堂) 492頁。なお、「皇室典範私注」(横田・江橋崇編『象徴天皇制の構造』(日本評論社) 113頁参照。
- (44) 杉原『憲法Ⅱ』(有斐閣) 494-5頁。
- (45) 橋本『日本国憲法』(有斐閣) 452頁。
- (46) 高橋和己・野中俊彦・中村睦男・高見勝利『憲法1』(有斐閣) 119頁、伊藤正己『憲法』(弘文堂) 135頁参照。
- (47) 宮沢俊義『全訂日本国憲法』(日本評論社) 57-8頁。
- (48) 有倉遼吉『憲法感覚と憲法解釈』(日本評論社) 144頁、党道豊治『憲法改訂版』(ミネルヴァ書房) 150頁以下、清宮四郎『全訂憲法要論』(法文社) 168-9頁参照。退位論についてはここでのテーマでないから特には言及したくないが、天皇や皇族にも人間としての自由や権利そして自らの人生を決定する能力を認めようとする立論からすれば、退位の権利・自由や皇族離脱の自由・権利を与えるべきと解する。皇室生活を非近代的で我慢できない人にそれを強要する権利は誰にもないからである。皇族に選挙権や様々の自由権を与えるのは、人間的生活を営む基本的なものだからである。横坂『憲法と法のしくみ』(北樹出版) 166頁参照。なお、阿川弘之は、神武天皇を実在の天皇と見たり、皇紀を持ち出す手法が戦争体験を思い出すと正直に告白し(『文芸春秋』2006年4月号78頁、「伝統護持派」と「女帝女系容認派」のどちらにも納得できない心情を吐露している(『文芸春秋』2006年5月号77頁)。
- (50) 保阪正康は、この点を冷静に分析し、国民の意思によって今後の天皇制のあり方が決まるだろうと予測している(前掲『現代』33頁)。
- (51) 所・前掲書は、万世一系を信じ込む人たちは、有識者会議を勝手に「素人集団」と決めつけているが、毎回公表された詳細な資料を十分に読まないで非難していると考え(13頁)。
- (52) 樋口・前掲55頁。
- (53) 野田良之・碧海純一編『近代日本法思想史』(有斐閣) 99頁。
- (54) イギリスの君主制については、伊藤正己『イギリス法研究』(東京大学出版会) 274頁以下、浜林正夫『イギリス市民革命史』(増補版・未来社) 187頁以下、吉田善明『議会・選挙・天皇制の憲法論』(日本評論社) 244頁以下、鶴飼信成『憲法における象徴と代表』(岩波書店) 27頁以下参照。
- (55) 野田・碧海・前掲書186頁。

- (56) この点、山県太草の思想は、天皇も政治的支配者として「君道」に制約され、それに反すれば地位を失うという、ロックの契約説的国家論を早くから展開し、吉田松陰の天皇観（日本の天皇の独自性・自然的伝統的關係）と対立し、近代的君主論を展開していた点は傾聴に価する。松本三之介『天皇制国家と政治思想』（未来社）131頁。
- (57) 小林・前掲18-9頁。
- (58) 南原繁『国家と宗教』（岩波書店）157頁以下。

〈その他の参考文献〉

- 瀧浪貞子『女性天皇』（集英社新書）
- 高橋紘『平成の天皇と皇室』（文春新書）
- 同『象徴天皇』（岩波新書）
- 横田耕一『憲法と天皇制』（岩波新書）
- 鈴木正幸『皇室制度』（岩波新書）
- 田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』（岩波新書）
- 笠原英彦『明治天皇』（中公新書）
- 多木浩二『天皇の肖像』（岩波新書）
- 黒岩徹『物語英国の王室』（中公新書）
- モズレー『天皇ヒロヒト』（角川文庫）
- 高橋紘『天皇家の仕事』（文春文庫）
- 河原敏明『昭和天皇の妹君』（文春文庫）
- 加瀬英明『天皇家の戦い』（新潮文庫）
- 針生・横田『国民主権の天皇制』（法律文化社）
- 武田清子『天皇観の相剋』（岩波書店）
- 久野収・神島二郎『天皇制論集』（三一書房）
- 岩見隆夫『陛下の御質問』（文春文庫）
- 斎藤貴男『国家に隷従せず』（ちくま文庫）
- 渡辺清『砕かれた神』（朝日選書）
- 杉森久英『天皇の料理番』（集英社文庫）
- 斎藤貴男『ルポ改憲潮流』（岩波新書）
- 黒岩徹『物語英国の王室』（中公新書）

（人文学部国際社会学科助教授）